

# 盤だより9月号

令 和 6 年 9 月 警察署 0283-24-0110

駐在所 0283-85-2000

令和6年9月21日(土)から同年9月30日(月)までの10日間 ~ マナーアップ!あなたが主役です ~

## 運動の重点

## (1)反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

- 薄暮や夜間に交通事故に遭わないようにするために、反射材用品やLEDライト 等を活用し、自動車の運転者などに早めに自分を知らせましょう。
- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことな どの交通ルールを守りましょう。

また、運転者に対して手を挙げて横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安 全を守るための交通行動を実践しましょう。

斜め横断や走行する自動車の直前直後横断は法令違反です。 危険ですので絶対にやめましょう。



#### (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶



- ドライバーは、夕暮れ時は前照灯を早めに点灯し、夜間、対向車や先行車がいな い場合は原則ハイビームで走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を 作りましょう。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。 前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器 で確認しましょう。

## (3)自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が、頭部に致命傷を負って安全に利用しよう! います。自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効 果のあるヘルメットを着用しましょう(努力義務)。
- 自転車利用者は、定期的な点検整備を実施するとともに、損害賠償責任保険 等へ加入しましょう。
- 「自転車安全利用五則」を遵守するとともに、安全で適正な利用に努めましょう。 なお、本年11月までに改正道路交通法の一部が施行され、自転車の「ながらス マホ・酒気帯び運転」に対する罰則が整備されます。



#### ~自転車安全利用五則~

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



